

重複・多剤投薬等対策事業業務公募型プロポーザル応募要項

1 目的

この要項は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、重複・多剤投薬等対策事業業務を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名
重複・多剤投薬等対策事業業務
- (2) 業務の内容
重複・多剤投薬等対策事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 予算限度額
34,184千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和七年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、大分類「04 調査・研究」・小分類「01 調査・分析」に登録されている特A又はAに等級格付された者であること。
- (3) この手続の開始の日から令和8年6月11日（木）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 応募手続等

- (1) 参加表明書の提出
 - ア 提出様式 様式第1号及び様式第1号別添資料（参加表明書及び会社概要）
 - イ 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メールによること。なお、FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。
 - ウ 提出場所 「8 問い合わせ・提出場所」のとおり
 - エ 提出期限 令和8年6月1日（月）午後1時（必着）
- (2) 質問の受付及び回答
 - ア 質問様式 様式第2号（質問書）
 - イ 提出方法 (1) イに同じ
 - ウ 提出場所 (1) ウに同じ
 - エ 提出期限 (1) エに同じ
 - オ 回答期限 令和8年6月4日（木）
 - カ 回答方法 参加表明書を提出した事業者に対し、電子メールを送信
- (3) 提案書及び参考見積書の提出
 - ア 提案書
 - ・企画提案書の様式は自由とする。
 - ・仕様書に基づき、企画提案を行うこと。
 - ・次の内容を明記すること。また、提案書の表紙に次の項目と該当資料のページ数を明記すること。

	項目	内容
①	事業実施体制	本業務の実施体制、責任者及び従事者の配置、業務従事者の担当業務などが分かるもの（情報セキュリティの確保体制を含む）

②	服薬通知等実施方針（服薬通知）	目的、対象者の抽出方法、通知媒体、事業目標など事業内容が分かるもの
③	服薬通知等実施方針（電話勧奨）	実施体制、実施方法、個人情報の管理方法、効果検証方法など事業内容が分かるもの
④	K D B 帳票等一覧	上記②③を実施するに当たって、必要となるデータ等の一覧（必要となる帳票等の帳票名、期間、集計単位（例：市町・県）、作成単位（例：月次・年次）など、国保連合会に出力を依頼すべき内容が分かるもの
⑤	効果検証	分析項目、分析手法、結果の活用など、効果検証の内容が分かるもの
⑥	スケジュール	スケジュール及び進捗管理に係る考え方の分かるもの
⑦	類似業務実績	過去3年間における主な実績（分析事業の事業概要、事業費用、分析項目、活用方法、成果品のイメージが分かるもの。また、服薬通知事業の事業概要、事業経費の通知件数、効果検証方法、効果実績など事業実績の内容が分かるもの。）

・上記のほか、本事業実施における貴社の優位性や予算の範囲内での独自の追加提案等がある場合は、適宜、明記すること。

※サイズは原則A4（A3折込可）とする。

イ 参考見積書

- ・本業務に係る所要経費を全て含めて、委託上限額の範囲内で見積書を作成すること（消費税及び地方消費税を含む）。
- ・但し、国保連合会において必要な帳票等を出力する費用は、別途、県が負担するため含めないこと。
- ・服薬通知の作成や発送を行う市町は19市町、服薬通知発送件数は4,000通と想定して見積もること。
通知発送後、問い合わせに対応する窓口を設置すること。
- ・薬局向けの説明資料の作成や発送件数は1,000通を想定として見積もること。
- ・電話勧奨件数は1,200件を想定として見積もること。
- ・見積りの根拠となった単価及び工数を含む所要経費の明細を明示すること（市町数や服薬通知発送件数の変動により影響を受ける部分は、その変動額が分かるよう明記すること）。

ウ 提出部数

提案書7部、参考見積書1部

エ 提出方法

持参、又は郵送すること。

オ 提出場所

「8 問い合わせ・提出場所」のとおり

カ 提出期限

令和8年6月11日（木）午後1時必着

5 審査

(1) 審査方法

山口県医務保険課内に設置する審査委員会において、提出された提案書により、(2)の審査基準に基づいて審査を行い、最も高い評価を得たものを委託候補者として特定する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(2) 審査基準

審査項目及び配点は次のとおり

審査項目	配点	審査事項
事業実施体制	10	①業務を執行するための管理運営、組織体制が整っており、業務を担う専門的知識や技術を有した従事者が配置されているか。また、情報セキュリティが確保されているか。

	10	②過去3年間に同種又は類似の実績があり、その実施内容・効果実績から本事業の遂行能力が認められるか。
	5	③市町と連携の上、実現可能な事業スケジュールが適切に組み立てられているか。
服薬通知	10	④服薬通知業務の趣旨や目的、分析結果等を十分に踏まえ、業務目的が達成される企画となっているか。
	10	⑤服薬通知は被保険者にとって分かりやすいものになっているか（医療機関又は薬局への積極的な相談を促すものか、誤解による自己判断での服薬中止などのおそれはないか）。
	5	⑥服薬通知の発送における問い合わせ対応基調等の作成など、市町職員の負担軽減が図られているか。
	10	⑦電話勧奨候補者の選定に活用できる返信用媒体が提案されているか。また、再勧奨に資する情報提供等は適切か。
電話勧奨	10	⑧業務を執行するための管理運営、組織体制が整っており、業務を担う専門的知識や技術を有した従事者が配置されているか。また、個人情報の管理は適切であるか。
効果検証	10	⑨効果検証は効果判定が適切で、医療費適正化効果が可視化されているか。また、分析項目、分析手法、結果の活用など、市町の課題に対して、根拠や具体的な改善案、優良事例の情報提供が提示できる工夫等が提案されているか。
経費	10	⑩経費の見積は予算の範囲内で、積算根拠は適正な算出方法となっているか。
創意工夫	10	⑪事業実施における優位性が認められるか。また、発展的な独自の追加提案があるか。
計	100	

- ・審査委員5名が各審査事項について5段階で評価する。
- ・合計点が最も高い事業者を委託候補者として選定する。
- ・審査委員の採点の合計が、配点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ・提案者が1者の場合、最低基準点を満たす者については、当該提案者を委託候補者とする。
- ・提案者がいない場合又は最低基準点を満たす提案者がいない場合は、再度公募を実施する。
- ・同点の場合は、価格（見積書）により判断する。

(5) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

- ・参加資格のない者が提案した場合
- ・提出された参考見積書（消費税及び地方消費税を含む）が、前記2（4）で定める予算限度額を超える場合
- ・定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- ・提案書類等に虚偽の記載内容があった場合
- ・応募要項に違反または著しく逸脱した場合
- ・その他、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正な行為があった場合

(6) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して、令和8年6月下旬に電子メールで通知する。なお、審査内容についての質問や異議は受け付けない。

6 契約

委託候補者から見積書を徴収し、委託内容を協議の上、業務委託契約を締結する。なお、提案内容をそのまま了承するものではなく、提案内容の一部について変更や修正を依頼する場合がある。協議が整

わない場合は、次点の者と協議を開始する。

7 その他

- (1) 提案は1社1案とする。
- (2) 提案書の作成等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (3) 審査に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類は返却しないものとし、また、提出された提案書の訂正、差し替えは認めない。
- (5) この契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じ、また、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。当該法律に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、法第176条及び第180条の規定により処罰される場合がある。
- (6) この手続の開始後に、3(2)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年6月3日(水)午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。既に競争入札参加資格者として登録されており、分類のみ追加する場合は、変更届を提出すること。

8 問い合わせ・提出場所

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部医務保険課保険指導班

TEL (083)933-2825

FAX (083)933-2939

Email al5100@pref.yamaguchi.lg.jp

参考 プロポーザル実施スケジュール

項 目	期 日 等
プロポーザル参加表明書の提出期限	令和8年6月 1日(月) 午後1時
質問書の提出期限	
質問書への回答	令和8年6月 4日(木) まで
提案書類の提出期限	令和8年6月11日(木) 午後1時
審査結果の通知	令和8年6月下旬